

顔認証マイナンバーカードの注意点

機器による顔認証又は目視による顔確認により健康保険証としての利用等ができますが、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。

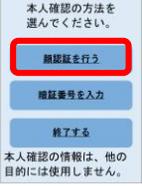
✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

 顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、まだ利用登録をしていない場合は、**医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録**してください。

- i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択
- iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

来院	本人確認	同意確認	受付完了！
✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く 	✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ 	✓ 各種同意事項の確認・選択 同意確認を行う事項 ● 手術情報の提供 ● 特定健診情報の提供 ● 診療・薬剤情報の提供	✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了 

※ 顔認証マイナンバーカードでの顔認証に不安のある方は、健康保険証（健康保険証廃止後は保険者から送付される「資格情報のお知らせ」）をご持参ください。

 **0120-95-0178**
マイナンバー総合フリーダイヤル
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間（※※※※※） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

顔認証マイナンバーカードの注意点

機器による顔認証又は目視による顔確認により健康保険証としての利用等ができますが、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。

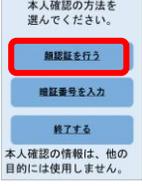
✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス

 顔認証マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、まだ利用登録をしていない場合は、**医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録**してください。

- i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択
- iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

来院	本人確認	同意確認	受付完了！
✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く 	✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ 	✓ 各種同意事項の確認・選択 同意確認を行う事項 ● 手術情報の提供 ● 特定健診情報の提供 ● 診療・薬剤情報の提供	✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了 

※ 顔認証マイナンバーカードでの顔認証に不安のある方は、健康保険証（健康保険証廃止後は保険者から送付される「資格情報のお知らせ」）をご持参ください。

 **0120-95-0178**
マイナンバー総合フリーダイヤル
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間（※※※※※） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare